

可児市学校給食センター整備・維持管理等事業

実 施 方 針

平成 1 6 年 6 月 4 日

可 児 市

目 次

特定事業の選定に関する事項	1
民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に 関する事項	12
公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	14
事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に 関する事項	15
事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	15
法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	16
その他特定事業の実施に関し必要な事項	17
別添資料 1 事業スキーム.....	18
別添資料 2 計画地位置図.....	19
別添資料 3 計画地現況図.....	20
別添資料 4 事業の対象となる配送先と食数の一覧表	21
別添資料 5 委託料の減額及び支払い停止の方法（案）	22
第 1 号様式	24

特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

可児市学校給食センター整備・維持管理等事業

(2) 公共施設等の管理者等の名称

可児市長 山田 豊

(3) 事業の目的

可児市学校給食センターは、昭和54年と60年に創業して以来、市内全小中学校へ「安全でおいしい給食」を提供してきた。もとより学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達を養うものであり、本市は特に食教育の重要性と学校教育に果たす役割を十分認識し、最大限の努力をしてきた。

しかしながらこの20年を超える年月の中で、幾たびかの修理、修繕を行ってきたが、老朽化の進みは速く、また平成9年には「学校給食衛生管理の基準」が文部科学省から示されるなど、抜本的な対応が必要な状況となってきた。よって市民の学校給食に対する期待に今後更にこたえるため、当該施設の整備を実施するものである。

その施設整備の方法として、「民間資金の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」に基づき、民間の資金・能力・ノウハウを活用し効率的に行うことによって、より良い整備を図ることを目的とする。

(4) 事業の内容

建設場所：可児市大森 25 番地

敷地面積：9,460 m²（登記簿）

提供食数：約 10,000 食

ア) 事業方式

PFI法に基づき、選定事業者が当該施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、その施設の維持管理及び運搬等を行う、BOT方式とする。

イ) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

・工事期間 平成17年4月から平成19年3月までの2年間

・維持管理・給食運搬期間 平成19年4月から平成32年3月31日までの13年間

なお、平成32年4月以降の施設の維持管理及び運搬に関しては、必要に応じて事業者の意見を聞きながら、市が事業期間内に決定する。

ウ) 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

施設の設計・建設業務

- a 施設の設計・建設業務
- b 外構等の設計・建設業務
- c 調理設備の設置業務（食器・食缶等を含む）
- d 施設備品の設置業務
- e 工事監理業務
- f 建築確認申請等の手続業務及び関連業務
- g 既存施設の撤去業務

所有権移転業務

施設の維持管理業務

- a 建築物保守管理業務（建築物の修繕業務を含む）
- b 建築設備保守管理業務（建築設備の修繕業務を含む）
- c 外構等保守管理業務（外構の修繕業務を含む）
- d 調理設備保守管理業務（調理設備の修繕業務及び食器・食缶等の更新を含む）
- e 清掃業務
- f 警備業務

給食等運搬業務（学校給食に係る業務）

- a 運搬・回送業務（配送車の調達及び維持管理を含む）
- b 残飯等運搬業務

施設の整備、維持管理及び運搬は、ドライシステムを基本として、学校給食衛生管理の基準（文部科学省平成9年4月1日）に適合するもので、HACCP（Hazard Analysis Critical Control Point）の概念を取り入れた、衛生的かつ安全なものとする。

（参考）運営に関して市が実施する主な業務は次のとおり。

- ・ 献立作成業務
- ・ 食材調達業務
- ・ 検収業務
- ・ 調理業務
- ・ 洗浄業務
- ・ 給食費の徴収管理

エ) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、原則としては、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

市は、事業者が実施する施設の建設への対価の一部として、あらかじめ定める額を建設一時支払金として事業者に支払う。

市は、事業者が実施する施設の設計、建設への対価について、 に記す建設一時支払金を控除した額を、割賦料として維持管理・給食運搬期間にわたって事業者を支払う。この額は、各回の支払いにおいて同額とする。なお、提案から竣工日（基準金利決定日は竣工日とする。）までの金利変動については、これを勘案して割賦料の額を改定する。

市は、事業者が実施する施設の維持管理及び運搬の対価を、委託料として維持管理・給食運搬期間にわたって事業者に支払う。委託料は、物価変動に基づき、年に1回改定する。

(5) 事業のスケジュール (予定)

(ア) 事業予定者選定	平成16年12月上旬
(イ) 仮契約	平成17年1月下旬
(ウ) 契約議案の議会への提案	平成17年3月上旬
(エ) 事業契約の締結	平成17年3月下旬
(オ) 施設の設計・建設	平成17年4月～平成19年2月
(カ) 所有権の移転	平成19年3月
(キ) 施設の維持管理・運搬	平成19年4月～平成32年3月 (13年間)
(ク) 施設の解体・撤去	平成19年7月～

(6) 法令等の遵守

本事業を実施するにあたっては、以下の法令等を遵守すること。

ア 法令

- (ア) 学校保健法 (昭和33年法律第56号)
- (イ) 学校給食法 (昭和29年法律第160号)
- (ウ) 食品衛生法 (昭和22年法律第233号)
- (エ) 食品循環資源の再利用等の促進に関する法律 (平成12年法律第116号)
- (オ) 建築基準法 (昭和25年法律第201号)
- (カ) 都市計画法 (昭和43年法律第100号)
- (キ) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律 (平成6年法律第44号)
- (ク) 消防法 (昭和23年法律第186号)
- (ケ) 下水道法 (昭和33年法律第79号)
- (コ) 水道法 (昭和32年法律第177号)
- (サ) 水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号)
- (シ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
- (ス) 大気汚染防止法 (昭和43年法律第97号)
- (セ) 騒音規制法 (昭和43年法律第98号)
- (ソ) 振動規制法 (昭和51年法律第64号)
- (タ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号)
- (チ) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成3年法律第48号)
- (ツ) エネルギーの使用の合理化に関する法律 (昭和54年法律第49号)
- (テ) 可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (平成5年10月1日条例第20号)
- (ト) 可児市生活環境の確保に関する条例 (昭和53年8月18日条例第27号)
- (ナ) 可児市環境基本条例 (平成11年9月29日条例第17号)
- (ニ) 可児市市民参画と協働のまちづくり条例 (平成16年3月25日条例第1号)
- (ヌ) その他関係法令 (条例及び規則を含む。)

イ 要綱・各種基準等

- (ア) 学校給食衛生管理の基準（文部科学省平成9年4月1日制定）
- (イ) 大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日厚生省衛食第85号）
- (ウ) 建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年1月12日建設省経健発第1号）
- (エ) 建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日建設省経健発第3号）
- (オ) 可児市福祉環境整備推進要綱（平成7年2月1日訓令第2号）

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

- (1) 本事業をPFI事業として実施することにより、公共サービスの水準の向上を期待できること、及び事業期間を通じた可児市の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とする。具体的には、次により評価を行う。
 - (ア) PFI事業として実施することの定性的評価
 - (イ) 市の財政負担見込額による定量的評価
 - (ウ) 事業者に移転するリスクの評価
 - (エ) 上記による総合的評価
- (2) 市の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収についての適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。
- (3) 特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、事業者の選定その他公共施設等の整備等への影響に配慮しつつ、速やかに公表する。
- (4) 前号の公表は、公告の手続きをもって行う。

民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定に当たっては、総合評価一般競争入札により行う。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール(予定)

本事業における事業者の募集・選定スケジュール(予定)は、次のとおりとする。

平成16年6月4日(金)	実施方針の公表
平成16年6月7日(月)	実施方針に関する説明会
平成16年6月7日(月) ~平成16年6月14日(月)	実施方針への意見の受付
平成16年6月25日(金)	実施方針への意見に対する回答
平成16年6月25日(金)	特定事業の選定・公表
平成16年7月16日(金)	入札公告及び入札説明書等の交付
平成16年7月20日(火)	入札説明書に関する説明会及び現地見学会
平成16年7月28日(水)	入札説明書等に関する第1回質問受付
平成16年8月11日(水)	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答
平成16年8月20日(金)	参加表明書、参加資格審査申請書類受付
平成16年9月1日(水)	参加資格審査結果の通知
平成16年9月2日(木) ~平成16年9月14日(火)	参加資格がないと認めた理由の説明要求
平成16年9月2日(木)	入札説明書等に関する第2回質問受付
平成16年9月17日(金)	入札説明書等に関する第2回質問に対する回答
平成16年9月21日(火)	参加資格がないと認めた理由の説明要求に係る回答
平成16年10月29日(金)	入札及び提案書の受付
平成16年12月上旬	落札者決定及び公表
平成17年1月下旬	仮契約締結
平成17年3月下旬	事業契約議決及び締結

(2) 応募手続き等

ア) 実施方針に関する説明会

事業者には本事業への参加を求めため、実施方針に関する説明会を開催し、事業の内容、事業者の募集及び選定に関する事項等に関し、説明を行う。

・日 時：平成16年6月7日(月) 午前11時~正午

・場 所：可児市総合会館 3 階第 2 会議室

イ) 実施方針への意見の受付

実施方針に関する意見を次のとおり受け付ける。

- ・受付期間：平成 16 年 6 月 7 日（月）～平成 16 年 6 月 14 日（月）
- ・受付方法：可児市教育総務課宛に持参、ファクシミリ又は E メールにより提出すること。（添付の第 1 号様式）

ウ) 実施方針への意見に対する回答

実施方針に関する意見に対する回答書を希望者に対し、平成 16 年 6 月 25 日(金) 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時、可児市教育総務課において配布する。また、可児市ホームページにおいても同日から回答書を公開する。

エ) 特定事業の選定・公表

実施方針に関する意見を踏まえ、P F I 事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し、平成 16 年 6 月 25 日（金）に公表する。

オ) 入札公告・入札説明書交付

特定事業の選定を踏まえ、平成 16 年 7 月 16 日（金）に入札公告を行い、入札説明書、要求水準書、特定事業契約書（案）及び落札者決定基準等を交付する。

カ) 入札説明書に関する説明会及び現地見学会

入札説明書に関する説明会及び現地見学会を次のとおり開催する。

(ア) 説明会

- ・日 時：平成 16 年 7 月 20 日（火） 午後 2 時～午後 3 時
- ・場 所：可児市総合会館 3 階第 1 会議室

(イ) 現地見学会

- ・日 時：平成 16 年 7 月 20 日（火） 午後 4 時～午後 5 時
- ・場 所：可児市学校給食センター

キ) 入札説明書等に関する第 1 回質問の受付

入札説明書等の内容等に関する第 1 回質問を次のとおり受け付ける。

- ・受付期間：平成 16 年 7 月 28 日（水）
- ・受付方法：質問書（入札説明書に添付）に記入の上、E メールにより提出すること。

ク) 入札説明書等に関する第 1 回質問に対する回答

入札説明書等の内容等に関する第 1 回質問に対する回答書を、平成 16 年 8 月 11 日(水)午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時、可児市教育総務課において、希望者に配布する。また、可児市ホームページにおいても同日から回答書を公開する。

ケ) 参加表明書、参加資格審査申請書類の提出

入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出し、参加資格の審査を受けることとする。

- ・受付日時：平成 16 年 8 月 20 日(金)午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時
- ・受付場所：可児市教育総務課

コ) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果を平成 16 年 9 月 1 日(水)に入札参加者に通知する。

カ) 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

参加資格がないとされたものは、参加資格がないと認めた理由について、平成 16 年 9 月 2 日(木)～9 月 14 日(火)までに書面により説明を求めることができる。説明要求に対する回答を、平成 16 年 9 月 21 日(火)に行う。

シ) 入札説明書等に関する第 2 回質問の受付

入札説明書等の内容等に関する第 2 回質問を次のとおり受け付ける。

- ・受付日時：平成 16 年 9 月 2 日(木)午前 9 時～午後 5 時
- ・受付方法：質問書(入札説明書に添付)に記入の上、Eメールにより提出すること。

ス) 入札説明書等に関する第 2 回質問に対する回答

入札説明書等の内容等に関する第 2 回質問に対する回答書を、平成 16 年 9 月 17 日(金)午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時、可児市教育総務課において質問者に配布する。また、可児市ホームページにおいても同日から回答書を公開する。

セ) 入札及び提案書の受付

参加資格が確認された入札参加者から、本事業に関する入札書類及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類を平成 16 年 10 月 29 日(金)に受け付ける。

入札の場所及び提案に必要な書類は、入札説明書において提示する。

ソ) 落札者決定・公表及び事業契約締結

提出された提案書について総合的に評価を行い、可児市学校給食センター P F I

事業審査委員会の審査を経て、平成 16 年 12 月上旬に落札者を決定する。落札者は、平成 17 年 1 月を目途に S P C を設立し、その後市と仮契約を締結する。市は、事業契約に関する議会の議決を経た後、平成 17 年 3 月下旬に、S P C と事業契約を締結する。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ア) 入札参加者は、本施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）及び運搬を実施する企業（以下「運搬企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、入札参加者グループの代表企業を定める。設計企業、建設企業及び運搬企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。
- イ) 入札参加者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。
- ウ) 一入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。ただし、市が事業予定者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者グループの構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- エ) 落札者は、仮契約締結までに市内に S P C を設立するものとし、少なくとも代表企業は S P C に対して出資を行うものとする。
- オ) 建設企業は、S P C から請け負った建設業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知することとする。

(2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成員は、次の参加資格要件を満たすものとする。

- ア) 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ウ) 設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。
 - 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
 - 市の平成 16 年度入札参加資格を有していること。
 - H A C C P 対応施設に対する相当の知識を有していること。
- エ) 建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。
 - 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
 - 市の平成 16 年度入札参加資格を有している者で、建築一式工事において、ランク A で登録されていること。

オ) 運搬企業は、次の要件を満たしていること。

給食事業(学校給食に限らず)に係る運搬・回送業務の実績を有していること。

(3) 構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

ア) 地方自治法施行令第167条の4(昭和22年政令第16号)の規定に該当する者

イ) 設計企業及び建設企業においては、市の指名停止措置を受けている者

ウ) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立をしている者

エ) 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者

* 本事業の業務に関わっているものは、パシフィックコンサルタンツ株式会社である。

オ) 最近1年間の法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者

カ) 可児市学校給食センターPFI事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)の委員が属する組織、企業又はその組織、企業と資本面もしくは人事面において関連がある者

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、入札結果の公表までの期間、及び落札者決定後、仮契約締結までの期間に、入札参加者または入札参加者を構成する企業が上記入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 審査委員会

学識経験者等で構成する審査委員会が入札書類等の審査を行い、可児市は、審査委員会の審査により選定された最優秀提案を基に、落札者を決定する。

(2) 審査の手順及び方法

ア) 参加資格審査

参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

イ) 入札書類審査

あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って、審査委員会において入札書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに得点化し、得点の合計が最も高

い提案を最優秀提案として選定する。

ウ) 審査事項

審査事項は「入札説明書」に添付する「落札者決定基準」に示す。

エ) 審査結果

審査結果は公表する。

民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであるため、施設の整備及び維持管理・運搬の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として別表に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書(案)に示すものとする。

3 事業の実施状況の監視

市は、事業者が実施する施設の整備及び維持管理・運搬について、定期的に監視を行う。なお、具体的な監視の方法、内容等については、事業契約書(案)に定める。

また、事業者の提供する施設の整備及び維持管理・運搬に係るサービスが十分に達せられない場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができることとする。減額等の方法については、別添資料を参照のこと。

表 リスク分担表（案）

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	入札説明書リスク	入札説明書等の誤り、内容の変更に関するもの等		
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更		
		利益にかかる法人税率の変更		
	許認可遅延リスク	上記以外の税率変更及び新設課税		
		事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		
	第三者賠償リスク	調査・工事による騒音・振動・地盤沈下等によるもの		
		本事業を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟		
	住民問題リスク	調査・工事に関わる住民反対運動、訴訟		
		事故の発生リスク	調査・建設・運搬段階での事故の発生	
	環境保全リスク	設計・建設・運搬するうえでの環境の破壊		
	設計・測量・地質調査の誤りリスク	市が実施した設計・測量・地質調査部分		
		事業者が実施した設計・測量・地質調査部分		
	事業の中止・延期に関するリスク	市の指示、議会の不承認によるもの		
事業者の事業放棄、破綻によるもの				
物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ・デフレ			
	施設の供用開始後のインフレ・デフレ			
金利変動リスク	提案から竣工日までの金利変動			
	竣工日以降の金利変動			
不可抗力リスク	天災・暴動等による設計変更・中止・延期			
計画・設計	設計変更	市の提示条件・指示の不備、変更によるもの		
		事業者の指示・判断の不備によるもの		
	応募コスト	応募費用に関するもの		
資金調達リスク	必要な資金の確保に関するもの			
建設	工事遅延・未完工リスク	工事遅延・未完工による開業の遅延		
	工事費増大リスク	市の指示による工事費の増大		
		上記以外の工事費の増大		
	性能リスク	要求仕様不適合（施工不良を含む）		
一般的損害リスク	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害			
運搬	計画変更リスク	事業内容・用途の変更に関するもの		
	運搬費上昇リスク	物価、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大		
	性能リスク	要求仕様不適合（施工不良を含む）		
	配送の遅延リスク	配送の遅延による問題の発生		

：主分担 ：従分担
 不可抗力リスク：事業者は一定の割合もしくは一定の額を負担する。

公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 立地条件

- (1) 建設予定地：可児市大森 25 番地
- (2) 用途地域：無指定
- (3) 建ぺい率 / 容積率：60% / 200%
- (4) 敷地面積：9,460 m² (登記簿)

2. 施設要件

(1) 基本的考え方

施設・設備等については、衛生的かつ安全であることが最も重要である。機能の詳細については入札説明書に添付する「要求水準書」で示すが、ドライシステム、汚染・非汚染区域の明確なゾーニング、HACCP の概念を取り入れた衛生管理に対応した施設・設備等を想定している。

(2) 施設機能

学校給食センターに必要な機能は以下のとおりとする。なお、市として施設・設備等に要求する機能水準については「要求水準書」で記載する。

区 分		必 要 な 機 能
本体施設	給食エリア	荷受室 検収室 粗処理室 食品庫 釜割室 乾物庫 冷蔵庫 冷凍庫 下処理室 調理室 揚げ物・焼物室 特別食調理室 和え物室 コンテナ室 器具洗浄室 洗浄室 廃棄庫 雑品庫 洗剤庫 油庫 残菜処理室
	事務エリア	事務室 事務用印刷室 湯沸し室 事務職員用更衣室 会議室1 会議室2 調理研修室 衛生管理室 調理員用休憩室 調理員用更衣室 調理員用シャワー室 事務職員用便所 外来用便所 多目的便所 調理員用便所 洗濯室 乾燥室 雑品庫 倉庫
	その他	玄関ホール 調理見学スペース プラットホーム
付 帯 施 設		駐車場 駐輪場 配送車等車庫 運転手控室 ゴミ置場 排水処理施設 生ごみ処理施設 受水槽

(3) 年間稼働日数

可児市給食センターの過去の稼働実績は以下のとおりである。

H 1 1 年度	H 1 2 年度	H 1 3 年度	H 1 4 年度	H 1 5 年度	H 1 6 年度 (予 定)
1 9 2 日	1 9 6 日	1 9 8 日	1 9 7 日	2 0 0 日	1 9 3 日

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、岐阜地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

- 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合
 - (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は、サービスの対価の減額又は支払停止措置を取ること、又は、事業契約を解約することができる。
 - (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。
 - (3) 前2号の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合
 - (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。
 - (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。
- 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合
不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

4 金融機関と市の協議（直接協定）

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結する。

5 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

P F I 法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市は、事業者が措置並びに支援を受けることができるよう努める。

また、本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」融資の対象事業である。

その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案を平成 1 6 年定例会（6 月議会）に、事業契約の締結に関する議案を平成 1 7 年定例会（3 月議会）に付議する予定である。

2 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

3 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

- ・ 可児市教育部教育総務課
- ・ 住 所： 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目 1 番地
- ・ 電 話： (0574) 62-1111
- ・ F A X： (0574) 63-6751
- ・ E-mail： kyoikusomu@city.kani.gifu.jp
- ・ 可児市ホームページアドレス <http://www.city.kani.gifu.jp/>